

なお、今回調査では「経験年数」「会員年数」「勤続年数」について実数値で回答を求めているが、56年調査では多肢選択方式によっており、平均値の比較に際してはこの点に留意されたい。

会員全体では経験年数「1～3年」の者が18.0%（56年調査13.1%）と増えている。年齢階層別に見ると「20～24歳」で経験年数「1～3年」が86.1%（56年調査68.5%）、「25～29歳」でも「1～3年」が20.2%（同11.3%）と増加している〈統計表25〉。

経験年数短縮の要因として教育期間の延長やキャリア半ばでの再教育期間、出産・育児等による休業、看護職以外の職業からの転業者など、さまざまな要因が考えられるが、そのひとつとして就業開始年齢が高くなったことがあげられる。

昭和61年4月に全国の准看護婦（士）学校養成所に入学した者のうち93.0%は高等学校卒業者で占められている（厚生省看護課編『看護関係統計資料集』）。この比率は昭和54年で75.8%、昭和58

年には87.6%と徐々に上昇してきている。その場合、准看護婦（士）として就業する年齢は中学卒の入学者よりも少なくとも3歳程度高くなり、経験年数にも影響を及ぼしてくると思われる。また准看護婦（士）学校養成所卒業者のうちただちに看護婦（士）学校養成所に進学する者が、昭和61年4月で2割前後おり、就業開始年齢を高めていると推測される。

(8) 会員通算年数

会員としての通算年数は平均10.0年（離職中の者を除く）と、56年調査の11.5年より短縮している。会員通算年数が20年以上の者の比率はこれまでのびつづけ、56年調査では18.9%に達していたが、今回初めて減少し14.3%となった〈統計表30〉。一方入会5年未満の会員は32.9%（56年調査30.6%）、5～10年の会員は25.6%（同24.1%）と若干増加している。

II. 勤務状況

(1) 勤務形態

56年調査から大きな変化は見られず、「正職員」が94.3%と大多数を占める。「臨時職員」が2.3%、「休暇休業中」が2.0%と、56年調査をわずかに上回った〈統計表2〉。

以下勤務状況については離職中の者を除いた集計について報告する。

* 臨時職員について

今回調査では「臨時職員」と回答した者が回答者の2.3%（103名）あった。一般女子労働者につ

いてはパートタイムなどの勤務形態の多様化がいわれて久しく、看護職もまたその例外ではない。従来臨時職員の協会加入は少ないとみられるが、今回調査では比較的まとまった回答数が得られたため、ここではその実態の一端をうかがってみたい〈表11〉。

年齢構成では「35～39歳」が18.4%、「60歳以上」が15.5%で、平均年齢は41.2歳である。職種は「看護婦（士）」61.2%、「准看護婦（士）」20.1%、「保健婦」7.8%など。勤務先は「病・産院」が82.5%で、昭和60年9月の税込給与総額は13万8千600円。三交替で夜勤に従事している者が32.0%あった。

表11 臨時職員の実態

a. 年齢構成

20～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60歳以上	無回答	計	平均
10 (9.7%)	15 (14.6)	11 (10.7)	19 (18.5)	9 (8.7)	10 (9.7)	3 (2.9)	9 (8.7)	16 (15.5)	1 (1.0)	103 (100.0)	41.2 歳

b. 勤務場所

病・産院	診療所	保健所	市町村	都道府県	一般学校	看護教育	会社	無回答	計
85 (82.6%)	2 (1.9)	2 (1.9)	4 (3.9)	1 (1.0)	1 (1.0)	4 (3.9)	2 (1.9)	2 (1.9)	103 (100.0)

c. 夜勤

夜勤なし	日勤のみ	3交替	変則3交替	当直	夜勤専従	その他	無回答	計
17 (16.5%)	31 (30.1)	33 (32.1)	3 (2.9)	2 (1.9)	3 (2.9)	6 (5.8)	8 (7.8)	103 (100.0)

d. 1ヶ月の所定労働時間

32時間未満	32～35:59	36～39:59	40～43:59	44	44:01以上	無回答	計
13 (12.6%)	9 (8.7)	17 (16.5)	21 (20.4)	19 (18.5)	15 (14.6)	9 (8.7)	103 (100.0)

(2) 職位

全体的に「一般職」の比率がやや上昇した。年齢階層ごとに職位を56年調査と比較してみると、「35～39歳」「45～49歳」の中堅層で「一般職」の比率がやや増えている〈表12〉。職種別に見ると、「保健婦」で「一般職」82.3%（56年調査73.4%）と増えている〈統計表35〉。

(3) 勤務場所

「病・産院」勤務者の比率は昭和48年調査以来上昇しており、今回調査では82.5%（56年調査79.7%）となった。

職種別に見ると、特に「保健婦」として「病・

産院」に勤務する者の割合が増え、6.8%（56年調査1.8%）となっている〈表13〉。

なお、会員も含めた全就業者の勤務場所については、昭和55年度と昭和59年度を比較して病院勤務者の比率は横ばい状態である（厚生省看護課編『看護関係統計資料集』）。職種別に見た場合、「保健婦」では保健所勤務者の比率がやや減少し、「助産婦」では病院勤務者の比率上昇が目立つ。「看護婦（士）」では病院勤務者比率の上昇と診療所勤務者比率の減少が見られ、逆に「准看護婦（士）」では病院勤務者の比率がやや下がっている。既に述べた会員の職種別構成から見て、会員の勤務場所の病院集中傾向は、これを反映したものとみられる。

表12 職位（年齢階層別）

	昭和56年				昭和60年			
	一般職	中間管理職	管理職	無回答	一般職	中間管理職	管理職	無回答
計	72.7%	19.4	4.9	3.0%	76.4%	17.5	4.1	1.9%
19歳以下	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
20～24	97.8	0.2	0.2	1.7	99.3	0.1	0.1	0.4
25～29	95.3	2.9	0.2	1.6	96.6	2.7	0.2	0.5
30～34	84.9	13.2	0.7	1.1	86.2	12.0	0.7	1.2
35～39	63.6	32.6	2.4	1.4	75.2	22.0	2.0	0.8
40～44	62.8	29.2	4.9	3.1	59.4	34.8	3.6	2.1
45～49	33.2	50.0	12.2	4.6	50.6	39.7	6.6	3.1
50～54	38.8	39.2	14.4	7.6	32.9	45.5	18.3	3.3
55～59	37.7	33.6	21.9	6.8	28.3	38.4	23.7	9.6
60歳以上	43.8	3.1	34.4	18.8	31.4	14.3	32.9	21.4

表13 勤務場所（ ）内は56年調査による

	病・産院	診療所	保健所	市町村	一般学校	看護教育機関	会社・事業所	都道府県庁・省庁	その他	無回答
計	82.5% (79.7%)	1.6 (2.0)	4.0 (4.3)	5.1 (5.3)	0.1 (0.2)	3.6 (1.0)	0.8 (1.0)	0.6	1.4 (2.1)	0.9% (1.2%)
保健婦	6.8 (1.8)	1.1 (1.1)	37.1 (42.6)	46.6 (44.7)	— (0.4)	0.2 (—)	4.9 (5.3)	2.2	2.6 (2.8)	0.4 (1.4)
助産婦	95.2 (92.0)	— (2.2)	1.9 (1.4)	0.5 (—)	— (—)	0.5 (—)	— (0.7)	—	1.0 (2.2)	1.0 (1.4)
看護婦	95.6 (94.7)	1.6 (1.7)	0.0 (0.1)	0.2 (0.8)	— (—)	0.0 (—)	0.5 (0.4)	0.4	1.3 (1.6)	0.7 (0.8)
准看護婦	94.2 (90.1)	2.5 (3.6)	0.1 (—)	1.0 (2.5)	— (—)	— (0.2)	0.1 (0.8)	0.3	0.7 (1.7)	1.4 (1.1)
看護教員	3.6 (18.9)	— (—)	— (—)	— (—)	2.4 (1.4)	91.7 (78.3)	— (—)	0.6	0.6 (0.7)	1.8 (0.7)
その他	15.4 (41.2)	— (5.9)	— (2.9)	15.4 (—)	15.4 (11.8)	23.1 (5.9)	7.7 (5.9)	7.7	23.1 (26.5)	— (2.9)

(4) 病院の設置主体

「国立（厚生省）」が10.0%（56年調査13.2%、『昭和58年病院勤務の看護職の労働実態調査（以下58年病院調査と略する）』で12.9%）と減少した（表14）。かわって「都道府県」「市町村」といった自治体立の計が35.4%、「医療法人・個人」が13.5%とそれぞれ増加傾向を示している。

(5) 現在の業務

「看護婦（士）」の増加と他職種の新減という従来の傾向は、今回調査でも認められたが、「保健婦」比率は下げ止まり、56年調査までは年々著しく減少してきていた「准看護婦（士）」は、今回調査では前回並みの比率となった（表15）。

表14 病院設置主体

	国		立	都道府県	市町村	日 赤	厚生連・北海道 社会事業協会・ 同族連合会・ 済 生 会	社会保険※	学校法人	医療法人 個 人	会社・公益 法人・その 他の法人
	厚生省	文部省	その他：労働 福祉事業団・ 公社、その他					関係団体			
昭和56年	6.1%	13.7	5.8	15.9	18.1	6.0	7.5	6.2	4.4	10.6	5.6%
昭和58年	12.7	4.4	5.1	12.8	21.6	5.2	6.1	7.8	3.5	13.7	7.0
昭和60年	10.0	6.2	3.6	13.3	22.1	5.4	6.6	6.8	4.5	13.5	7.9

* 社会保険関係団体：厚生団，船員保健会，保健連，国保組合，共済組合，全国社会保険協会連合会を含む。

P 4 9

表15 業務

	保健婦	助産婦	看護婦	准看護婦	看護教員	その他	無回答
昭和56年	9.8%	4.8	60.3	16.4	4.9	1.2	2.7
昭和60年	10.1	4.7	63.5	16.2	3.7	0.3	1.5

(6) 現在の職場での勤務年数

勤続年数別の構成は、「1年未満」は9.1%、「1～3年」が最も多く38.2%である。勤務場所・病院設置主体別に経験年数および勤続年数を比較したものが〈図5〉である。

正職員の平均勤続年数は6.5年と、経験年数と同様56年調査までの延長傾向から一転して大きく短縮した〈表16〉。転職経験者が減少している(後述)にもかかわらず、経験年数を上回る勤務年数の短縮があったのは、今回調査では所属部所についての設問を設けた関係上、設問形式が「現在の勤務場所での勤続年数」となっていたため、所属部署と勤務場所との混同が生じ、その結果現在の所属部署での勤務年数を記入した者もあったためと考えられる。

(7) 転職

転職経験のない者は正職員の53.9%で、56年調査の41.1%を大きく上回った〈表17〉。平均転職回数は0.8回(離職中の者を除く)で56年調査の1.0回を下回った。転職経験者のみについての平均転

職回数は1.8回である。

20代会員のうち転職経験者は25.6%で、56年調査での34.6%を大きく下回った〈統計表41〉。

労働省「若年者就業実態調査」(昭和60年11月実施)によれば、30歳未満の女子就業者については転職経験者は26.1%で、会員についての値をやや上回る。

表16 年齢階層別平均勤続年数

	会 員		一般女子労働者* 昭和60年
	昭和56年	昭和60年	
計	9.4年	6.4	6.8
19歳以下	2.3	1.0	1.0
20～24	2.7	1.4	2.8
25～29	4.6	2.9	5.4
30～34	7.8	5.1	7.7
35～39	9.9	6.8	8.1
40～44	12.1	9.7	8.7
45～49	15.1	11.0	9.9
50～54	18.4	14.6	11.7
55～59	19.8	16.1	12.6
60歳以上	17.1	11.3	12.0

* 労働省「賃金構造基本統計調査」

図5 看護職としての経験年数と現在の職場での勤続年数
(平均)

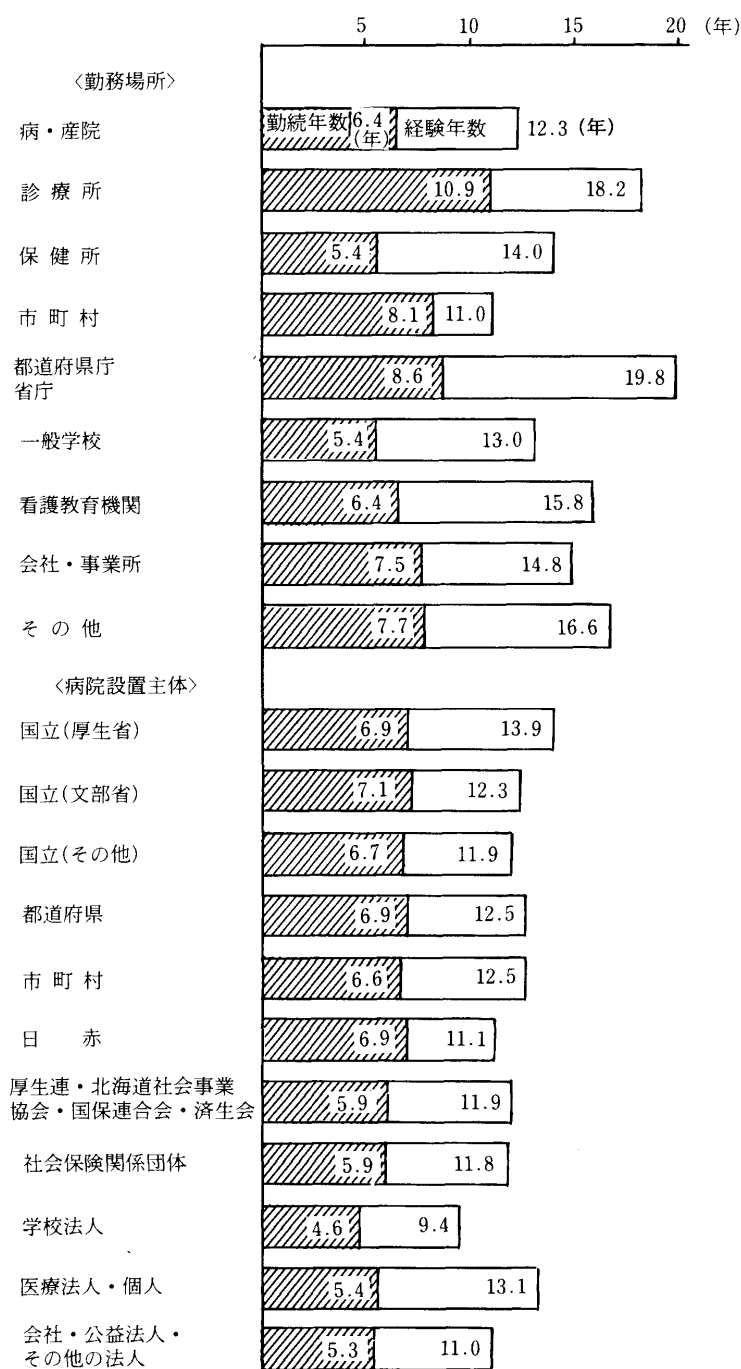


表17 転職回数

	なし	あり				無回答	平均回数
		1回	2	3	4回以上		
昭和56年	37.9%	28.2	15.9	6.5	3.9	7.6%	1.0回
昭和60年	53.9	23.1	13.3	5.4	3.4	0.9	0.8

III. 労働条件

(1) 週所定労働時間

正職員については平均43.0時間で、56年調査と同値であった。「病・産院」勤務者についてみると、平均43.2時間で、同じく56年調査と同値である<統計表46>。所定労働時間についてはこの4年間にめだつた短縮はなされていないと思われる。

国および地方公務員の週所定労働時間は43時間であるが、実際の回答は44時間を中心にかなり分散しており、各会員の間で認識がまちまちであることをうかがわせている<統計表47>。

(2) 超過勤務

昭和60年9月に実際に行なつた超過勤務（超過勤務手当がつかない分も含む）は、正職員で平均10時間48分で、実際に超過勤務をした者については平均12時間44分となった。この値は56年調査をそれぞれ2時間前後も上回る。

勤務場所別に見てみると、「病・産院」勤務者については超過勤務をした者についての超過勤務時間は、平均13時間2分となり、それ以外の勤務場所でも56年調査と比較して2時間前後長くなっている<図6>。また、同月に25時間以上の超過勤務をした者は11.4%にのぼっており、56年調査の7.2%を上回った。労働時間の改善が進まないなかで、逆に超過勤務をせざるを得ないようななら

かの多忙化が、各現場でおきていると考えられる。

(3) 週休

なんらかの形での週休2日制が適用される者は50.7%<表18>と、56年調査の46.1%を上回り、週休2日制の適用がやや拡大してきていることを示す。しかし、「病・産院」勤務者については47.4%で、58年病院調査の47.3%とほぼ同じであり<統計表53>、この間に週休についてめだつた変化はなかったことをうかがわせている。

週休2日制の適用を受ける者の大多数は「月1回週休2日制」であり、56年調査との比較ではこの部分の伸びがめだっている。一般公務員については昭和56年から4週5休制が導入され、「保健所」「市町村」および「国立」「都道府県立」の病院等では「月1回週休2日制」の割合が高くなっている。

昭和59年時点でわが国の一般労働者（民間）については、77.3%が週休2日制の適用を受け、うち27.0%は完全週休2日制をとる（労働省『賃金・労働時間制度と労働費用の実態』昭和60年版）。今回調査の結果を見ても、看護職の置かれた状況はまだまだ厳しいといわざるをえない。週休2日制の導入は所定労働時間の短縮に大きく影響を及ぼすものであり、今後の動向に注目したい。